

○千葉県福祉のまちづくり条例施行規則

別表第四 (第二条第四号) 公園等に関する整備基準	
(い) 出入口	<p>利用者の用に供する公園等の出入口のうち、一以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 幅は、内法 (のり) を一・二メートル以上とすること。</p> <p>二 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合であって、(ろ) 項第七号ニに定める構造の傾斜路及びその踊場を併設するときは、この限りでない。</p>
(ろ) 園路	<p>(い) 項に定める構造の出入口に通じる主たる園路は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 幅員は、一・二メートル以上とすること。</p> <p>二 縦断勾配は、十二分の一を超えないこと。</p> <p>三 勾配が継続する場合は、五十メートル以内ごとに一・五メートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>四 路面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>五 必要に応じ、手すり等の転落を防ぐ措置を講ずること。</p> <p>六 排水溝を設ける場合は、車椅子使用者が通過する際に支障のない構造とし、溝蓋は車椅子のキャスター及びつえ等が落ち込まない構造とすること。</p> <p>七 段を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 別表第一(は) 項第一号、第二号及び第四号に定める構造とすること。</p> <p>ロ 踏面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ハ 段の上端に近接する園路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>ニ 次に定める構造の傾斜路及びその踊場を併設すること。</p> <p>(1) 幅は、内法 (のり) を九十センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 別表第一(ろ) 項第五号のロからニまでに定める構造とすること。</p> <p>(3) 路面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(4) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する園路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとすること。</p> <p>(5) 傾斜路の上端に近接する園路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>八 必要に応じ、誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設すること。</p>
(は) 便所	<p>一 利用者の用に供する便所は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ロ 男子用小便器を設ける場合は、床置き式の小便器、壁掛式の小便器その他これらに類する小便器であって、その両側に手すりが適切に配置されたものを一以上設けること。</p> <p>二 利用者の用に供する便所のうち、一以上 (男子用と女子用の区分があるときは、それぞれ一以上) の便所は、前号に定める構造とするほか、別表第一 (ほ) 項第一号に定める構造とすること。</p>
(に) 駐車場	<p>一 利用者の用に供する駐車場には、次に定める構造の車椅子使用者用駐車施設を一以上設けること。</p> <p>イ 車椅子使用者用駐車施設へ通じる(い) 項に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る経路 (次号に定める構造の通路を含むものに限る。) の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>ロ 別表第一(よ) 項第二号ロ及びハに定める構造とすること。</p>

		<p>二 車椅子使用者用駐車施設へ通じる(イ)項に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る通路は、(ろ)項第四号、第六号並びに第七号イ及びロに定める構造とすること。</p> <p>三 車椅子使用者用駐車施設へ通じる(イ)項に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る通路のうち、一以上の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅員は、一・二メートル以上とすること。</p> <p>ロ 高低差がある場合は、次に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車椅子使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>(1) 別表第一(ろ)項第五号のイからニまでに定める構造とすること。</p> <p>(2) 路面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(3) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する園路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとすること。</p>
(ほ)	案内標示	<p>案内板のうち、一以上の案内板は、(イ)項に定める出入口の付近に、次に定める構造のものを設けること。</p> <p>一 高さ、文字の大きさ等は、高齢者、障害者等に配慮したものとする。</p> <p>二 点字による表示を行うこと。</p> <p>三 (は)項第二号に定める構造の便所を設けた場合は、その旨を表示すること。</p>